労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

神奈川労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、神奈川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年神奈川労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成27年１月26日

神奈川労働局長　水野　知親

第４号中「１時間873円」を「１時間890円」に改める。

附　則

この決定は、平成27年３月１日から効力を生ずる。

資　料

機械受注統計調査報告（平成26年11月）（実績）

内閣府経済社会総合研究所

（調査の概要）

本調査は、機械等製造業者の受注した設備用機械類について、毎月の受注実績を調査したものであり、調査対象は主要機械等製造業者、調査時点は毎月末日である。

昭和62年４月実績より、調査対象社数を202社（うち機械製造業者178社）から308社（同280社）に増加させるとともに、調査内容を拡充した280社ベースの調査に移行した。

平成23年４月調査より、日本標準産業分類の改定（平成19年11月）に準拠して、需要者分類を変更した。なお、公表については季節調整に必要なデータが蓄積されるまでの当分の間、従来の分類と接続可能な移行表章による。この間、新分類による計数は統計表のなかで参考表章する。また、機種分類の「通信機」に含まれていた「携帯電話」を調査対象から外した。

主要需要者別機械受注額

（単位：億円、％）

	平成25年10～12月	平成26年１～３月	４～６月	７～９月	平成26年８月	９　月	10　月	11　月
受注総額	65,764	68,594	78,446	66,785	21,527	23,246	22,563	20,222
	（－0.2）	（4.3）	（14.4）	（－14.9）	（－2.2）	（8.0）	（－2.9）	（－10.4）
	〔15.9〕	〔10.8〕	〔26.9〕	〔0.7〕	〔0.4〕	〔－2.4〕	〔－1.4〕	〔－6.1〕
民需	28,822	30,577	27,527	28,930	8,678	10,346	9,532	8,525
	（2.0）	（6.1）	（－10.0）	（5.1）	（－12.4）	（19.2）	（－7.9）	（－10.6）
	〔14.0〕	〔18.5〕	〔2.1〕	〔3.5〕	〔－8.2〕	〔9.0〕	〔－5.0〕	〔－12.6〕
〃（船舶・電力を除く）	24,442	25,474	22,824	24,110	8,078	8,316	7,780	7,880
	（1.9）	（4.2）	（－10.4）	（5.6）	（4.7）	（2.9）	（－6.4）	（1.3）
	〔13.3〕	〔16.4〕	〔－0.4〕	〔2.4〕	〔－3.3〕	〔7.3〕	〔－4.9〕	〔－14.6〕
製造業	9,829	10,213	9,343	10,523	3,246	3,637	3,438	3,198
	（2.0）	（3.9）	（－8.5）	（12.6）	（－10.8）	（12.0）	（－5.5）	（－7.0）
	〔14.8〕	〔22.1〕	〔4.1〕	〔10.2〕	〔2.5〕	〔13.4〕	〔2.9〕	〔－4.8〕
非製造業（船舶・電力を除く）	15,052	14,898	13,905	13,737	4,704	4,783	4,426	4,449
	（4.9）	（－1.0）	（－6.7）	（－1.2）	（10.7）	（1.7）	（－7.5）	（0.5）
	〔12.4〕	〔11.8〕	〔－3.1〕	〔－2.7〕	〔－7.0〕	〔3.5〕	〔－10.2〕	〔－21.2〕
官公需	8,135	7,196	9,374	7,708	2,119	2,565	2,688	2,487
	（－11.5）	（－11.5）	（30.3）	（－17.8）	（－29.9）	（21.0）	（4.8）	（－7.5）
	〔14.4〕	〔－9.1〕	〔11.8〕	〔－19.7〕	〔－22.8〕	〔－28.5〕	〔－5.5〕	〔－6.0〕
外需	25,814	27,499	39,111	28,268	10,547	9,552	9,109	8,562
	（－4.4）	（6.5）	（42.2）	（－27.7）	（29.1）	（－9.4）	（－4.6）	（－6.0）
	〔18.4〕	〔12.8〕	〔61.0〕	〔3.7〕	〔14.9〕	〔－4.7〕	〔2.6〕	〔1.0〕
代理店	3,076	2,833	3,037	3,145	1,027	1,053	1,117	987
	（6.7）	（－7.9）	（7.2）	（3.6）	（－3.6）	（2.5）	（6.1）	（－11.6）
	〔16.2〕	〔－6.3〕	〔13.0〕	〔9.0〕	〔5.3〕	〔10.0〕	〔7.0〕	〔－1.7〕

（備考）１．季節調整系列は個別に季節調整を行っているため、需要者別内訳の合計は全体の季節調整値とは一致しない。

２．四半期は合計額、（　）内は対前期（月）増減率、〔　〕内は原系列による対前年同期（月）増減率。

民需の業種別機械受注の伸び

（単位：％）

	平成25年10～12月	平成26年１～３月	４～６月	７～９月	平成26年８月	９　月	10　月	11　月
Ⅰ製造業計	2.0	3.9	－8.5	12.6	－10.8	12.0	－5.5	－7.0
１食品製造業	0.9	1.1	－28.5	8.0	－6.4	19.8	－2.7	－2.1
２パルプ・紙・紙加工品	－7.5	－52.5	－2.2	159.1	145.6	6.6	－68.8	－59.4
３化学工業	22.3	－5.9	－4.9	37.8	－50.1	24.3	17.3	－40.1
４石油製品・石炭製品	－35.3	－2.9	－25.8	178.2	－82.2	492.1	－74.7	38.6
５鉄鋼業	－12.2	10.2	1.2	0.5	－1.3	－16.7	39.4	－38.2
６非鉄金属	－21.8	52.4	－9.9	－3.9	48.4	－30.5	－12.3	－20.8
７金属製品	－1.1	－13.7	7.9	12.1	－14.1	4.8	34.7	－11.6
８一般機械	10.0	－3.0	－3.4	12.0	－7.6	4.7	4.5	－4.1
９電気機械	6.5	1.1	－16.0	10.3	－3.9	46.1	－21.2	15.2
10情報通信機械	－9.9	12.5	－9.9	7.3	－6.0	－2.8	28.5	－23.0
11自動車・同付属品	8.0	5.3	－0.8	－3.0	－1.3	15.8	－8.3	－4.7
12造船業	8.3	24.5	21.2	－31.8	34.8	－13.7	16.1	30.4
13その他輸送用機械	23.5	－11.9	－23.8	21.3	43.2	10.2	－7.3	－22.7
14精密機械	12.9	－12.0	－1.7	4.1	－16.2	13.2	20.1	－5.0
15「その他製造業」	8.6	30.4	－20.1	8.1	－5.7	－4.1	2.1	4.8
Ⅱ非製造業計	4.3	3.7	－8.7	0.1	－12.7	21.6	－8.7	－11.4
16農林漁業	7.9	5.3	－35.9	－3.0	－9.0	5.8	24.8	－15.4
17鉱業・採石業・砂利採取業	6.7	1.5	－2.0	99.6	195.6	－68.6	6.3	－34.6
18建設業	11.2	－11.9	12.8	－1.2	12.1	－10.4	4.5	－12.1
19電力業	1.1	23.8	－21.5	16.5	－49.9	79.6	－31.7	－21.2
20運輸業・郵便業	8.8	24.1	－8.8	－10.1	－3.6	9.7	46.7	－27.8
21通信業	1.1	8.6	－15.1	4.8	－4.7	49.1	－35.9	－3.8
22卸売業・小売業	20.7	－16.1	18.2	－14.9	－2.2	19.0	－3.4	－10.7
23金融業・保険業	14.4	－16.3	21.5	－27.1	－19.4	5.8	21.1	－15.8
24不動産業	12.4	－25.0	98.5	－15.4	－5.5	44.4	－44.8	－46.4
25情報サービス業	－6.1	－0.3	－7.0	－3.4	－1.3	19.8	－0.6	10.3
26リース業	6.5	－21.9	7.7	24.8	219.9	－60.2	－16.0	30.2
27「その他非製造業」	4.8	5.6	－13.3	－1.5	－2.2	－7.8	－1.2	5.8

（備考）１．季節調整系列の対前期（月）増減率。

２．「一般機械」は、「はん用・生産用機械」と「事務・サービス・娯楽用機械」の合計。

３．「精密機械」は、「業務用機械」から「事務・サービス・娯楽用機械」を除いたもの。

４．「その他製造業」には、「繊維工業」、「窯業・土石製品」を含む。